

江津市木造住宅耐震化促進事業のご案内

建築物の地震に対する安全性の向上を図ることにより、市民の生命と財産を守ることを目的に、市民が自ら行う木造住宅の耐震診断・補強計画・耐震改修・解体除却の実施に要する費用の一部を補助します。

【補助対象住宅】

■江津市内にある、次のすべてに該当する住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ② 在来軸組構法、枠組壁構法、伝統的構法によるもの
- ③ 2階建て以下の一戸建て木造住宅、併用住宅（延面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る）

【補助対象者】

■補助対象住宅の所有者

【補助金額】

■まずは、耐震診断を行う必要があります。

耐震診断：上限 6万円（診断費用の9/10以内の額）



- ☐ 耐震診断の結果を受けて、耐震性なしと判断され、補強計画設計・改修工事を行う場合
 - ・補強計画設計及びそれに基づく耐震改修工事
 - ：上限 100 万円（設計・工事費用の 80/100 以内の額）
- ☐ 耐震診断の結果を受けて、耐震性なしと判断され、解体除却を行う場合
 - ・解体除却工事
 - ：上限 40 万円（工事費用の 23/100 以内の額）

【注意事項】

- ・補助金交付決定前に着手された場合は、対象にはなりません。
- ・増築されている場合、増築の時期、増築種別（別棟、一体）によっては対象とならない場合があります。
- ・建築確認申請が必要である建築物で申請していない違法建築物は対象外となります。
- ・空家の場合、普段の管理状況も踏まえた上で、対象となるかどうか判断いたします。
- ・国、県の要綱改正によっては、補助内容が変更になる可能性があります。
- ・今年度分の申請受付は12月末までとし、2月末までの完了予定のものに限ります。

1月以降は来年度分とし、4月以降での受付・着手となります。

お問合せ・相談・申請先

江津市 都市計画課

☎0855-52-7490 FAX 0855-52-1379



【手続きの流れ】

※交付要綱と様式は江津市ホームページからダウンロードできます。

①事前相談	本申請より前に事前相談をお願いします。対象となる条件を満たしているかどうか、また、建物の所有者も確認いたします。 «できれば持参頂きたいもの» ・地図、写真、建築年月日、所有者がわかる書類
②申請書の提出	事業の着手前に、補助金等交付申請書に各対象事業の必要書類を添付し提出してください。（必要書類は交付要綱を参照） <u>«耐震診断の場合»</u> ☐ 補助金等交付申請書（様式第1号） 付近見取図、配置図、建物平面図（増築されている場合、増築範囲 ☐ を記載） ☐ 登記事項証明書または当該住宅の所有がわかるもの ☐ 建築確認通知書の写しまたは当該住宅の建築年月日がわかるもの ☐ 耐震診断に要する費用の見積書またはその写し ☐ その他（場合によっては申請者と所有者との関係性がわかる書類を添付いただくこともあります）

↓ 補助金の交付決定を書面で通知します。

③ 着手	交付決定日以降に着手します。（変更が必要な場合はご相談ください）
④ 完了	補助事業等完了届および補助事業等実績報告書に各対象事業の必要書類を添付し提出してください。（必要書類は交付要綱を参照） <u>«耐震診断の場合»</u> ☐ 補助事業等完了届（様式第4号） ☐ 補助事業等実績報告書（様式第5号） ☐ 耐震診断結果報告書の写し ☐ 耐震診断に係る契約書、請求書、領収書の写し

↓ 事業が完了したことを確認した後、補助金額の確定を書面で通知します。

⑤ 補助金の請求	☐ 補助金等交付請求書（様式第6号） ※振込の口座は申請者本人名義のものに限ります。
----------	--

↓

補助金が指定の口座へ振り込まれます。